

20 教職員の協働体制

第3期プラン 2-(1)-イ

校園長のリーダーシップのもと、学校園教育目標の共通理解を図りながら教職員一人一人の能力・適性をいかした学校運営に努め、教職員全員が協力して、機動的に対応できる組織を構築する。

教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるように、管理職が中心となって、働きがいのある学校づくりを進める。

令和4年度 重点実践事項

- 働きがいのある学校づくりに向けた県・市町での統一的な取組の実践
- 家庭・地域等との連携や校務の情報化により効率的に取り組む体制の整備

実践目標 1 学校運営を効率的・組織的に進める

① 学校評価を活用した運営改善と評価結果の公表 全

「学校評価ハンドブック[追補版]」を参考に、学校評価を通じて全ての教職員が学校運営の成果や課題を共通理解する。学校評価の結果は、ホームページ等を活用して広く公表するとともに学校教育目標に反映するなど学校運営改善に活用する。

② 学校評議員制度等の活用 全

学校評議員制度や学校運営協議会を活用し、保護者や地域の人々の意向を学校運営に反映する。また、その支援を得て学校教育活動を充実する。

③ 家庭や地域との連携 全

保護者や地域の人々の意見・要望等に対しては、全ての教職員の協力のもと、真摯な対応に努め、家庭や地域との連携を深めることで信頼を得る。また、スクールソーシャルワーカー等の外部人材を積極的に活用する。

④ 指導技術の伝承 全

学校園全体で若手教職員の育成に努める。その際、初任者研修や校園内研修をはじめ、日々の教育活動や保護者・地域との関わりの中で、ベテラン教職員の豊富な知識や経験を伝えられるよう工夫する。

重点! ⑤ 情報化推進に向けた体制整備 全

校務の情報化推進にあたっては、校務の効率化やより円滑な情報共有が進むよう、校内の推進体制を構築するとともに、ICT環境の運用等について定期的な点検・改善等を行う。

実践目標 2 働きやすい職場環境づくりを進める

重点! ① 勤務時間の適正化に向けた取組 全

業務量の適切な管理等について定めた規則及び方針等を踏まえ、各校の実態に応じた効果的な業務改善に取り組む。また、定時退勤日・ノー残業デーの完全実施、各種休暇制度の活用促進により、教職員のワーク・ライフ・バランスを図る。

教職員の負担軽減を図るため、ICTや外部人材を効率的かつ積極的に活用する。特に、新型コロナウイルス感染症対策として見直した行事・会議等について、今後も見直し後の手法を採用するなど積極的に業務量削減に努める。

このような働きがいのある学校づくりに向けた取組について、学校だよりや広報誌等を活用し、保護者や地域住民、関係機関等への理解促進を図る。

② 男女共同参画に向けた職場環境づくり 全

全ての教職員が男女共同参画の理念に対する理解を深める。また、「第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」に基づき、人権が尊重され、仕事と生活の両立等に配慮され、教職員一人一人が個性と能力を十分発揮し、働きがいを実感できる職場づくりに努める。

③ ハラスメントのない職場環境づくり 全

「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」等を活用した研修を実施し、教育公務員としての職務と使命感を深く自覚するとともに一人一人の人権意識を高める。また、日頃から円滑なコミュニケーションを図り、一人で悩みを抱え込まずに互いに相談しやすい雰囲気醸成するなど、風通しのよい学校づくりを進め、教職員相互の協力・協働の職場環境づくりに努める。

重点! ④ 健康に配慮した校園内体制の構築 全

管理職は、働きがいのある学校づくりに向け、教職員の勤務時間を適正に把握する責務があることを踏まえ、記録簿等を活用した勤務時間の把握を徹底し、健康管理に努める。また、毎月、衛生委員会を開催し、教職員の長時間労働による健康障害の防止やメンタルヘルスの保持・増進に配慮した校園内体制等を構築する。

関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

第5次男女共同参画基本計画	(R2 内閣府)
第4次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2025」	(R2 兵庫県)
第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン(令和3年3月策定)	(R2 県教委)
兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針	(R2 県教委)
ハラスメントのない学校に	(H30 県教委)
学校の危機管理マニュアル作成の手引き	(H30 文科省)
教職員の勤務時間適正化推進プラン	(H29 県教委)
教職員の勤務時間適正化先進事例集(GPH50)	(H29 県教委)



重点① 定期的・日常的な点検の実施 全

安全な学習環境、生活環境を確保するため、定期的・日常的に施設・設備の点検や「学校環境衛生基準」に基づく検査を実施する。

重点② 家庭・地域と連携した通学路の安全確保 全

通学路の安全点検を定期的に行い、関係機関と連携し、危険箇所や不審者に関する情報を学校園間や家庭・地域と共有する。また、学校安全ボランティアの協力を得て、見守り活動を継続する。

重点③ 食物アレルギー等への対応 全

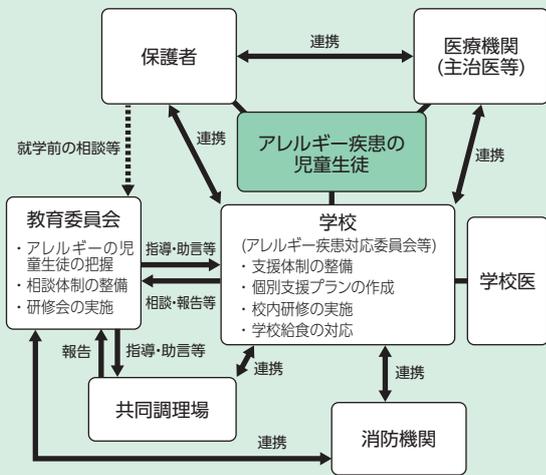
「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に基づき、家庭との連携を密にし、幼児児童生徒の状態等を教職員間で共有するとともに、アレルギー発症時に全ての教職員が救急処置を行えるよう、関係機関との連携を含む校園内救急体制を確立する。



重点④ 感染症対策のための体制整備 全

「学校の新しい生活様式」に基づき、感染症予防対策に努めるとともに、家庭での感染症対策が図られるよう、家庭やPTA等との連携を密にする。併せて、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制も整備する。

アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図(例)



「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(平成28年度改訂)」
(H28県教委)より



重点① 危機発生時に備えた研修・訓練の実施 全

危機はいつでもどこでも発生するという共通認識のもと、自治体及び関係諸団体と連携し、各学校園で作成している学校安全三領域(生活、災害、交通)に関わる「危険等発生時対処要領」に則して適切に対応するため、定期的に研修や訓練を実施し、必要に応じて対処要領の改善を図る。

重点② 危機発生時の初期対応 全

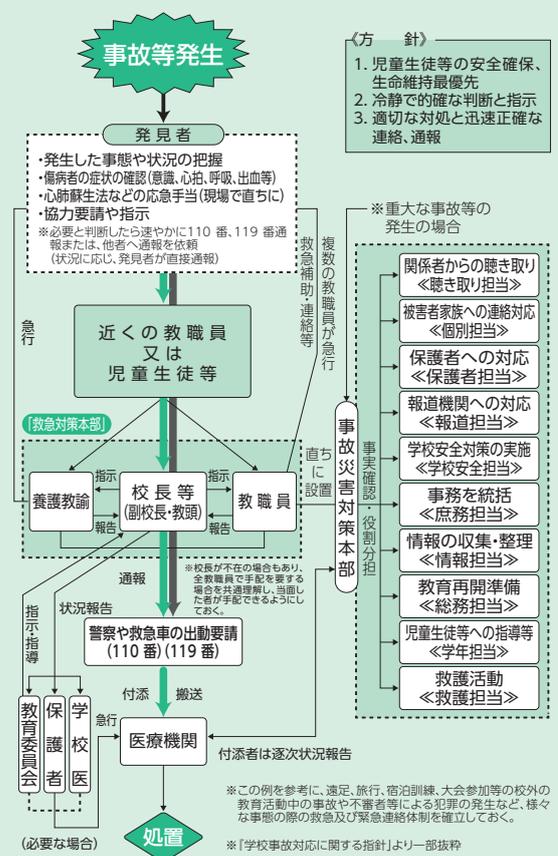
危機発生時には、「危険等発生時対処要領」に基づき迅速丁寧に対応し、情報を収集し共有する。対策本部の設置等を行い、幼児児童生徒や教職員の安全を確保する。

重点③ 危機発生後の対応 全

危機発生後には、教育委員会・関係機関と連絡を密にし、幼児児童生徒や保護者に対する説明と心のケア等事後対応を適切に行う。また、情報の一元化のため、窓口の一本化と適切なマスコミ対応を行う。

特に、感染症が発生した場合は、教育委員会等と連携して、関係機関の助言等を受けながら対応する。

事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(H30文科省)より